総 行 選 第 5 4 号 平成28年5月27日

各 都 道 府 県 知 事 殿 各都道府県選挙管理委員会委員長

総務大臣

公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)

第189回国会において成立をみた公職選挙法等の一部を改正する法律(平成27年法律第43号)は平成27年6月19日に、第190回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律(平成28年法律第8号)は平成28年2月3日に、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成28年法律第24号)は平成28年4月11日に、それぞれ公布されたところですが、これに伴い、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(以下「改正令」という。)及び公職選挙法施行規則等の一部を改正する省令(以下「改正規則」という。)が、平成28年政令第227号及び平成28年総務省令第62号をもって、ともに本日公布されました。

今回の公職選挙法施行令等の改正は、上記法律の施行又は一部の施行に伴い、選挙権を有しない者に係る通知、年齢満17年の者の調査等、電子情報処理組織を使用した選挙人名簿又は在外選挙人名簿に記録されている事項との対照、共通投票所を設ける場合における関係規定の適用の特例等に係る規定の整備等を行うこと等を目的として行われ、改正令及び改正規則は、一部の規定を除き、公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日(平成28年6月19日)から施行することとされました。

また、今回の公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙人名簿及び在外選挙人名簿に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準の一部を改正する件(以下「改正告示」という。)が、平成28年総務省告示第241号をもって、本日告示され、公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日(平成28年6月19日)から施行することとされました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正令及び改正規則を十分御理解されるとともに、改正令による改正後の公職選挙法施行令(以下「新令」という。)、改正規則による改正後の公職選挙法施行規則(以下「新規則」という。)及び改正告示による改正後の選挙人名簿及び在外選挙人名簿に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

記

- 第1 選挙権年齢の引下げ及び選挙人名簿の登録制度の改正に伴う事項
 - 1 選挙権を有しない者に係る通知に関する事項
 - (1) 市町村の選挙管理委員会は、公職選挙法(以下「法」という。)第11条 第1項若しくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を 有しない者が当該市町村の区域内から他の市町村の区域内に住所を移したこと を知ったときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知 しなければならないものとされたこと(新令第1条の3第1項関係)。
 - (2) 市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の区域内から当該市町村の区域内に住所を移した者で当該市町村の区域内に住所を定めた後4箇月を経過しないものについて、その者が当該市町村に本籍を有する者である場合には法第11条第1項若しくは第252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったとき、当該市町村に本籍を有しない者である場合には法第11条第3項又は新令第1条の3第2項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないものとされたこと(新令第1条の3第2項関係)。
 - 2 市町村の選挙管理委員会は、登録月の1日現在により、当該市町村の住民基本 台帳に記録されている者等のうち年齢満17年のものでその登録月の次の登録月 の前月の末日までに年齢満18年になるものを調査し、選挙人名簿の登録を行う 場合のための整理をしなければならないものとされたこと(新令第11条関係)。
 - 3 市町村の選挙管理委員会は、法第27条第1項又は第2項の規定による表示を された者が法第21条第1項に規定する者に該当するに至ったことを知った場合

には、直ちにその表示を消除しなければならないものとされたこと(新令第16条関係)。

4 指定病院等における不在者投票を実施することができる施設に、少年鑑別所が 追加されたこと(新令第50条及び第55条関係)。

第2 選挙人名簿のオンライン対照に関する事項

- 1 市町村の選挙管理委員会が、各投票区の投票管理者にその投票区の区域に係る 選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を送付する方法として、当該事 項を記録した電磁的記録媒体又は当該事項を記載した書類を送付する方法に加 え、当該事項を当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機から電気通 信回線を通じて当該投票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法が可能と されたこと(新令第28条第1項第2号関係)。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、各投票区の投票管理者が、当該市町村の選挙管理 委員会及び当該投票管理者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続 した電子情報処理組織を使用して当該市町村の選挙管理委員会が管理するその投 票区の区域に係る選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項と対照する方 法(以下「オンライン対照の方法」という。)により選挙人が当該選挙人名簿に 登録されている者であることの確認を行うこととしている場合には、当該投票管 理者に対して、その投票区の投票所を開く時刻までに、当該電子情報処理組織を 使用して当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を確認することが できる状態に置く措置を講ずるとともに、当該事項を送付する措置を講ずるもの とされたこと(新令第28条第1項第3号関係)。
- 3 投票管理者が、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることを確認する 方法として、選挙人名簿又はその抄本と対照する方法及び選挙人名簿に記録され ている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類と対照する方法に加 え、オンライン対照の方法が可能とされたこと(新令第35条第1項関係)。
- 4 投票管理者が、法第55条又は第56条の規定により選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を送致する方法として、当該事項を記録した電磁的記録媒体を開票管理者に送付する方法に加え、当該事項を当該投票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて開票管理者の使用に係る電子計算機に送信する方法が可能とされたこと(新令第44条の2第1項関係)。
- 5 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者が、オンライン対照の方法により選挙 人が選挙人名簿に登録されている者であることの確認を行った場合には、当該市

町村の選挙管理委員会が管理する当該選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を開票管理者が確認することができるようにするための措置を講じなければならないものとされたこと(新令第44条の2第2項関係)。

- 6 投票管理者が、選挙人名簿又はその抄本を開票管理者に送致することを要しないときは、投票管理者が、選挙人が選挙人名簿に登録されている者であることの確認の全てをオンライン対照の方法により行った場合であって、5の措置を講じたときとされたこと(新令第44条の2第4項関係)。
- 7 6 の場合においては、投票管理者は、選挙の当日、選挙人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体又は当該事項を記載した書類を市町村の選挙管理委員会に返付しなければならないものとされたこと(新令第44条の2第6項関係)。
- 8 開票管理者が、選挙人名簿に記録されている全部又は一部の事項を市町村の選挙管理委員会に返付する方法として、当該事項を記録した電磁的記録媒体を当該市町村の選挙管理委員会に送付する方法に加え、当該事項を当該開票管理者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機に送信する方法が可能とされたこと(新令第75条第2項関係)。
- 9 オンライン対照の方法等について、共通投票所を設ける場合、期日前投票及び 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適 用の特例が設けられたこと(新令第48条の3、第49条の7及び第65条の13 関係)。
- 10 選挙人名簿のオンライン対照等が可能とされたことを踏まえ、セキュリティを確保することを目的として、新令第10条において選挙人名簿に記録されている事項の利用の方法に関する技術的基準を総務大臣が定めるものとされ、これに伴い、選挙人名簿及び在外選挙人名簿に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準(平成10年自治省告示第91号)の改正が行われたこと。

第3 共通投票所に関する事項

- 1 法第41条の2第1項の規定により共通投票所を設ける場合について、必要な 読替え規定が設けられたこと(新令第48条の3関係)。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、法第41条の2第3項の規定により、天災その他避けることのできない事故により共通投票所を開かず、又は閉じる場合には、直

ちにその旨を当該共通投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知しなければならないものとされたこと(新令第49条関係)。

- 3 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の市町村の選挙管理委員会が指定した 共通投票所における投票について、必要な読替え規定が設けられたこと(新令第 65条の13第1項及び第2項関係)。
- 4 共通投票所の投票録の様式が整備されたこと(新規則第24号様式その2関係)。

第4 期日前投票及び不在者投票に関する事項

- 1 期日前投票所の投票管理者の職務代理者については、選挙権を有する者の中から選任しなければならないものとされたこと(新令第49条の7関係)。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、法第48条の2第3項の規定により、天災その他 避けることのできない事故により期日前投票所を開かず、又は閉じる場合には、 直ちにその旨を当該期日前投票所の投票管理者及び関係のある開票管理者に通知 しなければならないものとされたこと(新令第49条の9関係)。
- 3 市町村の選挙管理委員会は、法第270条の2第1項の規定により午前6時 30分から午前8時30分までの間で午前8時30分と異なる時刻を定める場合 又は午後8時から午後10時までの間で午後8時と異なる時刻を定める場合には、 第142条の2第1項に規定する不在者投票管理者等に対して行う行為について、 それぞれ午前8時30分又は午後8時と異なる時刻を定めることができるものと されたこと(新令第142条の2第2項関係)。

第5 施行期日等に関する事項

- 1 改正令及び改正規則は、公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日(平成 28年6月19日)から施行するものとされたこと。ただし、第1の2は平成 28年6月1日から施行するものとされたこと(改正令附則第1条及び改正規則 附則第1項関係)。
- 2 新令及び新規則の規定(新令第1条の3、第11条、第15条及び第16条の規定を除く。)は、改正令及び改正規則の施行の日(以下「施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下「公示日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によるものとされたこと(改正

令附則第2条第1項及び改正規則附則第2項関係)。

3 その他所要の規定の整備がされたこと。